

## 照合省略の対象となるには手続きが必要となります

雇用保険関係の各種申請・届出を行う際、安定所においては、当該届書の記載事項と添付書類を審査するものですが、一部の申請・届出については、関係書類との照合を省略することができます。

この照合省略の対象となる希望がある場合は、愛知県社会保険労務士会を通じて、愛知労働局に申出を行っていただくことになります。この申出を受けて、愛知労働局は、照合省略の対象として認めるか認めないかを判断したうえで、社会保険労務士に対し通知を行います。

なお、認められた場合は、全国の安定所に対する申請・届出についても照合省略を可能とします。

### ◆対象要件

社会保険労務士会の会員であり、かつ、被保険者に関する適正な事務処理が行われており※、その記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。

- ① 当該社会保険労務士の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ② これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ③ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ④ その他安定所が主催する研修会等に積極的に協力する等雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。

※適正な事務処理が行われている必要があるため、実際に安定所へ各種申請・届出を提出している実績が必要となります。

### ◆省略できる届書等

#### (A) 資格喪失届（離職証明書）

- ① 離職年月日の確認
- ② ⑧～⑫欄（賃金支払基礎日数、賃金額の確認、賃金台帳、出勤簿又はタイムカード等との照合）

#### (B) 雇用継続給付

- ① 高年齢雇用継続給付  
雇用されていることの事実、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類  
※生年月日を確認できるものは省略不可
- ② 育児休業給付  
賃金の額及び賃金の支払状況を証明することができる書類  
※母子健康手帳等、育児の事実を確認できる書類は省略不可
- ③ 介護休業給付  
出勤・休業の状態が確認できる書類、賃金の支払状況を確認できる書類  
※住民票記載事項証明書等、介護対象家族の氏名・続柄・性別・生年月日等が確認できる書類及び介護休業申出書は省略不可

### ◆照合省略が認められた後でも、次のいずれかに該当したときは、撤回されます。

- ① 労働保険・雇用保険関係法令に違反したとき。
- ② 労働保険・雇用保険関係の事務処理を怠ったとき。
- ③ 届出内容について確認不十分等により、著しく不適正であると認められるとき（事務処理担当者の交替等により著しく事務処理水準が低下した場合も含む）。
- ④ サンプルによる事後調査に協力しないとき。
- ⑤ その他、照合省略の対象事業主と認めるに相当でない行為があったとき。